

省エネ家電買替支援事業補助金 申請書類について
(電気自動車)

※補助金の取り置きは行っておりません。

※書類不足・不備がある場合は、受付できません。書類を返却する場合があります。

書類	注意事項
交付申請書	分割払いの場合は、最終支払日を支払日欄に記載してください。 市内業者又は市外業者の判断は、購入業者で判断します。 対象経費は国等の補助金を含めた額で記入してください。(消費税・値引きは除いてください。)
領収書の写し	申請者が支払ったことが分かるものを添付してください。 分割払いの場合は、全額支払ったことが分かるものを添付してください。 領収書がない場合は、領収書と同等の支払証憑、銀行発行の振込証明書、口座取引履歴(口座情報及び取引先が分かるもの)等を添付してください。
内訳書の写し	消費税及び地方消費税、値引き等を抜いた金額が分かる書類を添付してください。
ナンバープレート含む車両の写真及び車両を保管・充電する場所の写真	普段駐車(保管)する場所に車両を置き、ナンバープレートが写るように撮影してください。 充電器がある場合は、充電器を刺した状態で撮影してください。
自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し	どちらも必要です。片方だけの場合は申請受付ができません。 電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項を印刷してください。
納税等状況調査同意書	日付は申請書の日付に合わせてください。 調査同意者Aに申請者の情報を記載してください。(調査同意者Bへ記載は不要です。)
誓約書	日付が申請書の日付以前のものが有効です。
国等から交付を受ける補助金の額が確認できる書類	国等からの交付決定通知書の写しを添付してください。(決定通知書がまだ届いていない場合は、国等へ申請した際の申請書の写しを添付してください。) 国等から交付を受ける補助金がない場合は不要です。
交付請求書	交付決定通知書が届いたら作成し、生活環境課へ提出してください。 交付申請書と同一名で提出してください。 振込先は申請者の口座を記入してください。 交付決定通知書の写しは生活環境課で準備しますので、添付の必要はありません。 むを得ず事前に提出する場合は、日付及び決定通知書の内容を記載する欄は空白で提出してください。(補助金が交付できないと判断された場合は、請求書を返却しますので予めご了承ください。)